

仕様書

1 総 則

本仕様書は、函館航空基地(以下「当基地」という。)敷地等の除雪作業について適用する。

2 件 名

函館航空基地除雪作業(単価契約)

3 仕 様

(1) 除雪面積

約2,446.0㎡(別添1のとおり)

(2) 予定回数

除雪予定回数は、20回とする。

ただし、回数は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。

(3) 作業日時

ア 本除雪作業の開始日時は、当基地より連絡するものとし、作業開始後は当基地担当者の指示に従うこと。

イ 一日の業務が終了したときは当日行った作業内容を除雪作業日報に記載し、当基地へ提出すること。

(4) 作業体制

本作業は函館空港除雪作業に準じ、当基地からの連絡により24時間対応するものとする。

(5) 使用車両

本除雪に使用する車両等については受注者において手配すること。

(6) 除雪作業

ア 除雪作業実施前に予め除雪区域における境界目印ポール等を設置し、構造物との接触を防止するための予防処置を実施すること。境界目印ポール等については受注者が用意すること。

イ 駐車場内ガードレールと境界縁石の間についても除雪すること。(別添1 斜線部分)

ウ 除雪作業における雪の集積場所は、エプロン及び駐機場の東側とし、その他基地職員の指示によるものとする。

4 受注者の責務

(1) 受注者は、道路交通法に基づく有効な資格を有し、かつ使用する建設機械について労働安全衛生法上の資格を有すること。

- (2) 受注者は、作業の実施にあたり、航空関係法規及び空港関係規則のほか、当基地及び北海道エアポート株式会社函館空港事務所等の指示事項を厳守しなければならない。
- (3) 受注者は、函館空港制限区域安全管理規程に基づき、函館空港事業所長が承認し発行した立入承認証及び車両使用承認証等の必要な手続きを実施すること。また、各承認証は受注者の責任において取得及び管理をすること。なお、取得に要する費用は全て受注者の負担とする。
- (4) 本作業中において、受注者の過失等が原因で空港施設、当基地施設及び航空機等に損害を与えた場合は、直ちに当基地監督職員へ報告し、その指示により受注者の責任において復旧すること。

5 検 査

本作業終了後、当基地検査職員の検査を受けること。

6 履行場所

第一管区海上保安本部 函館航空基地

住所:北海道函館市赤坂町65-1

7 履行期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

8 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当基地担当職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 代金の支払いは、履行完了後に一括で支払うものとする。
- (3) 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委託し、又は受注させようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承認申請書(別紙様式)を提出し、承諾を得ること。
ただし、当部が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。
- (4) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (5) 本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

別添 1

除雪作業区域

計：約2446.0 m^2

